



幼稚園の預かり保育・保育園等の一時預かり保育・認可外保育施設を利用されている方へ

子育てのための施設等利用給付 ご請求方法について

認可外保育施設や幼稚園の預かり保育など、子育てのための施設等利用給付をご利用された方に、無償化になる利用料の請求方法をご案内いたします。

請求前に確認いただくこと

①「施設等利用給付認定通知書」は市役所から交付を受けていますか？

※有効期間があります。過ぎている場合は「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を市役所へ提出し、利用開始までに認定通知書をご用意ください。

②利用した施設（幼稚園など）から、「領収書」と「提供証明書」を受け取っていますか？

令和2年1月5日

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
認可外保育事業・認可外保育施設・一時預かり保育・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料

納入者 甲賀 太郎 係

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（令和2年 12月分）として

設置者名称 学校法人〇〇
主たる事務所の所在地 甲賀市水口町水口999番地
代表者職氏名 校長先生
施設・事業所の名称 〇〇幼稚園

特定子ども・子育て支援利用料の徴収金額 **6,750** 円（下段①の金額）

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】
当該月分の利用料（保育料）として **9,000** 円 ①
【特定子ども・子育て支援利用料以外の徴収金額】
日用品、文房具、行事参加費、教材料費、過剰返済費等として **1,850** 円

※認可外の認可外保育事業や子育て援助活動支援事業について、定額のみ利用は対象外

特定子ども・子育て支援提供証明書
【令和 元年 12月分】

氏名	甲賀 太郎	性別	男	氏名	甲賀 光	性別	男
----	-------	----	---	----	------	----	---

（以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日（提供日数）」、「提供時間数」、「費用」がわかる情報の提供をもって替えることも可能）

特定子ども・子育て支援の内容 注）口に記入	提供した日（提供日数①）	提供時間数②	費用③
<input type="checkbox"/> 幼児教育（認定こども園・幼稚園・特別支援学校）	日～日	：～：	円
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日～日	：～：	円
<input checked="" type="checkbox"/> 預かり保育事業	1 日～20 日（15日）	14:30～16:30	6,750 円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日～日	：～：	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日～日	：～：	円
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	日～日	：～：	円

日額上限450円×利用日数15日＝6,750円
※月額料金が毎月一律9,000円のお支払いの場合であっても、利用日数により上限額が変わります。

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載。 ※2 提供時間数は、認可外保育施設に記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

令和元年12月8日

設置者名称	甲賀市
主たる事務所の所在地	甲賀市甲南町野田99番地
代表者職氏名	<input type="checkbox"/> 支援センター長 <input checked="" type="checkbox"/> 事務局長
施設・事業所の名称	<input type="checkbox"/> 支援センター

複数の施設等をご利用いただいている場合は、月額上限まで合算して請求することができます。請求する月に使用した施設すべての領収書と提供証明書が必要となり、添付がないと請求できませんのでご注意ください。

無償化利用料を請求するには・・・

①「施設等利用費請求書（償還払い用）」の記入をしましょう。

※「幼稚園・認定こども園の預かり保育事業」と「認可外保育施設、一時預かり保育等」の請求書用紙が違います。気をつけてください。

※「幼稚園・認定こども園の預かり保育事業」を利用する方で、認可外保育施設等を併用されている方は、「幼稚園・認定こども園の預かり保育事業」の請求様式をご利用ください。

②請求額が合っているかの確認をしましょう。

□ 幼稚園等に通園していて、同園の預かり保育のみをご利用の場合

- 1) 通園している幼稚園・認定こども園から領収書・提供証明書を受け取ります。
ただし、園がまとめて代理請求される場合があります。園へ確認してください。
- 2) 施設等利用費請求書（償還払い用）に該当する月の領収書・提供証明書を添付します。
- 3) 通園している園に請求書等を預けるか、市役所へ直接提出してください。※郵送での受付も行いますが、必ず昼間に連絡のとれる連絡先をご記入ください。
- 4) お支払い日は、市役所が請求書を受け取り、内容の審査を行ってからとなります。通常1か月程度の日数がかかります。ご了承ください。

□ 幼稚園等の預かり保育と、長期休暇時に一時預かり保育を併用でご利用の場合

- 1) 通園している幼稚園等と、一時預かり保育を利用している施設の全てから領収書・提供証明書を受け取ります。

※ご注意※保育園、認定こども園、地域型保育所を利用している方は一時預かり事業のご利用はできませんのでご了承ください。

- 2) 施設等利用費請求書（償還払い用）に該当する月の領収書・提供証明書を添付します。請求書には、対象となる利用料を合算して記入ください。

3歳児～5歳児	月額上限額	11,300円
満3歳児で非課税世帯の場合	月額上限額	16,300円



例) 利用日数15日の場合

日額上限450円×利用日数15日=6,750円

※月額料金が毎月一律9,000円のお支払いの場合であっても、利用日数により上限額が変わります。

- 3)・4) は上記と同様です。

□ 認可外保育施設等（院内保育や事業所保育）や一時預かり保育のみをご利用の場合

- 1) 利用している認可外保育所等から領収書・提供証明書を受け取ります。

※ご注意※保育園、認定こども園、地域型保育所を利用している方で、認可外保育施設等を利用している方は、施設等利用給付の無償化の対象にはなりませんのでご注意ください。

- 2) 施設等利用費請求書（償還払い用）に該当する月の領収書・提供証明書を添付します。請求書には対象となる利用料をご記入ください。

3歳児～5歳児	月額上限額	37,000円
0歳児～2歳児	月額上限額	42,000円

※この給付制度は4/1現在の年齢です。

0歳児～2歳児は「非課税世帯」であることが前提条件となりますのでご注意ください。

※1日あたりの上限額はありません。月額の上限額まで請求できます。

- 3)・4) は上記と同様です。

記入例

請求日 令和2年1月10日

(宛先) 甲賀市長

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和元年10月～令和元年12月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込まれることをご承諾ください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、甲賀市内に居住していることを確認すること。
2. 実際に利用していることを甲賀市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を甲賀市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を甲賀市が確認すること。

請求は、毎月翌月が基本ですが、まとめて請求もできます。ただし、3月分は翌月4月中でないとお支払いができませんのでご注意ください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	コウカ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和54年8月8日
氏名	甲賀 太郎	甲賀印		現住所	甲賀市水口町水口6053番地 電話: 090-000-XXXX

「施設等利用給付認定通知書」に記載されている番号です。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	9999999
生年月日	平成27年1月23日	フリガナ	コウカ ヒカル
令和元年10月1日～令和元年12月31日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	氏名	甲賀 光
上記で転入または転出に該当	申請者の口座でお願いします。また、毎月同じ口座になるようにしてください。	手続	右づめでご記入ください。

3. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名	銀行・信用金庫	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
支店	〇〇	口座番号	1 2 3 4 5 6
出張所	〇〇	口座名義(カタカナ)	コウカ タロウ

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育

フリガナ	マルマルヨウチエン	施設名	〇〇幼稚園	所在地	5 水口999番地 69-0000
契約している利用料※2	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 9,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円				
フリガナ	カクカクシエンセンター	施設名	□□支援センター	所在地	〒520-3301 甲賀市甲南町野田000番地 電話: 0748-86-0000
契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 1,400 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円				
フリガナ		施設名		所在地	〒 電話:
契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円				

通園されている幼稚園の預かり保育が基準を満たしていない場合のみ一時預かり等を併用することが可能です。

<裏面も記入して下さい>

記入例

④	フリガナ					
	施設名		電話:			
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額
⑤	フリガナ					
	施設名					
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月				円
⑥	フリガナ					
	施設名					
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月				円

幼稚園児が一時預かり保育と併用する場合

3歳児～5歳児 月額上限額 11,300円

保育園などに通園していない児童

3歳児～5歳児 月額上限額 37,000円

0歳児～2歳児 月額上限額 42,000円

※この給付制度は4 / 1現在の年齢です。0歳児～

2歳児は「非課税世帯」であることが前提条件

となりますのでご注意ください。

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入し、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和元年10月	9,000 円		9,000 円	11,300 円	9,000 円
令和元年11月	9,000 円		9,000 円	11,300 円	9,000 円
令和元年12月	6,750 円	2,800 円	9,550 円	11,300 円	9,550 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
 ・月途中で認定期間が終了する場合
 または別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
 ・月途中で認定期間が開始される場合
 または別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数



利用する場合はどうしたらいいんだろう？

まず利用したい施設に契約をする必要がありますので施設対象の施設かどうかを確認してください



なるほど！施設に契約したら無償化になるの？

いえいえ、そのほかにも手続きがあります。
 市役所に施設を利用する前月までに「施設等利用給付申請書」を提出しないと行けません。申請書には、就労証明等の添付が必要となります。詳しくは、オレンジ色の案内を見てくださいね。



問い合わせ先：甲賀市こども政策部 保育幼稚園課 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
 TEL：0748-69-2180 FAX：0748-69-2298

令和元年(2019年)9月改定